

# 特別児童扶養手当のご案内

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に手当を支給する制度です。

## ❖ 手当を受けることができる方 ❖

❖日本国内に住所があり、精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを養育している父母等に支給されます。

(中程度以上の障がいとは、概ね療育手帳ではA1、A2、B1程度、身体障害者手帳では1級～3級程度です)

◎ただし、次の場合に該当される方は受給できません。

- ・児童の住所が日本国内にないとき
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ・児童が障がいを理由とする公的年金を受けているとき

## ❖ 手当の申請に必要なもの ❖

❖手当を受けようとされる方は、次のものを持参して市役所福祉支援課にて手続きをしてください。

1. 戸籍謄(抄)本【認定請求日から1ヶ月以内のもの】
2. 世帯全員の住民票の写【認定請求日から1ヶ月以内で個人番号の記載のあるもの】
3. 所定の認定診断書(省略できる場合もあります)
4. 療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳(お持ちの方)
5. 請求者名義の預金通帳
6. 個人番号カード又は通知カード(請求者および配偶者、扶養義務者、障がい児分(別紙参照))
7. 窓口で申請する人の本人確認できるもの(別紙参照)
8. 印鑑
9. 受給中の年金の証書(児童が受給している場合)

## ❖ 所得制限について ❖

❖請求者本人及び、その方と生計を同一にしている配偶者や扶養義務者の方の前年の所得が一定限度額以上ある場合は、その年の8月から翌年7月までの支給が停止されます。

◎所得限度額は、扶養している所得税法上の親族数などによって異なりますので、詳しくは窓口でお尋ねください。

❖毎年8～9月の時期に、所得及び施設入所や年金受給の有無などについて現況調査を行います。

## ❖ 手当の支払について ❖

❖ 手当の受給資格が認定されると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給が開始されます。手当は年3回に分けて支払われます。

《支払日》

12月～ 3月分・・・・・・・・ 4月11日  
4月～ 7月分・・・・・・・・ 8月11日  
8月～11月分・・・・・・・・12月11日

\* 支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の営業日が支払日となります。

❖ 手当の額は・・・

令和6年4月分から

1級（重度）	1人につき	月額	<b>55,350円</b>
2級（中度）	1人につき	月額	<b>36,860円</b>

※物価変動に応じて、毎年4月分から手当額が変更される場合があります。

## ❖ 手当受給後の届出について ❖

❖ 次のいずれかに該当された場合は、手当の受給資格がなくなりますので、お早めに福祉支援課へお届けください。（届出が遅れると、支払済の手当を遡って返還していただく場合もありますのでご注意ください）

- ・対象児童が施設に入所したとき
- ・対象児童または手当受給者が死亡したとき
- ・対象児童が障がいを理由とする公的年金を受給できるようになったとき
- ・手当受給者が対象児童を養育しなくなったとき
- ・日本国内に住所がなくなったとき

◎対象児童が20歳に到達すると自動的に資格がなくなります。（届出は必要ありません）

❖ 次のような場合も福祉支援課までお届けください。

- ・対象児童の障害状態が変わったとき
- ・養育者が変わったとき
- ・所得の変更があったとき
- ・氏名・住所を変更したとき

◎市外に転出される場合は、転出先で手続きをすれば引き続き手当の受給ができます。

お問い合わせ先

〒509-0292

可児市広見一丁目1番地

可児市福祉事務所 福祉支援課 障がい福祉係  
(市役所東館 1階)

電話 0574-62-1111 FAX 0574-63-1294